

別表第1（第1の5関係）

科目一覧表

貸借対照表

【 資産の部 】

流動資産

款	項	目	節	説明
[流動資産]				資産のうち、事業年度期末日の翌日から1年以内に現金化、費用化ができるもの
	現金及び預金			現金：手もとにある金銭、小切手、郵便為替貯金払出証券、郵便為替証書等 預金：金融機関への預貯金、当座預金、普通預金、定期預金、郵便貯金等（特定資産に属するものを除く。）
	有価証券			事業年度期末日の翌日から1年以内に満期の到来する国債その他の債券（固定資産に属するものは除く。）
	未収賦課金等			賦課金、加入金、転用決済金等土地改良法において強制徴収権を付与されている未収金（当期において賦課等をした未収金に限る。） なお、地区別に賦課金額が異なる等の場合等、必要に応じ、節に、地区名、工区名を設定する。
		未収経常賦課金	〇〇	未収の経常賦課金（当期において賦課したものの未収金に限る。また、元金の支払がなされた後に確定した未収の延滞金も含む。）
		未収特別賦課金	〇〇	未収の特別賦課金（当期において賦課したものの未収金に限る。また、元金の支払がなされた後に確定した未収の延滞金も含む。）
		未収夫役現品	〇〇	未収の夫役現品（当期において賦課したものの未収金に限る。また、元金の支払がなされた後に確定した未収の延滞金も含む。）
		未収加入金	〇〇	未収の加入金（当期において賦課したものの未収金に限る。また、元金の支払がなされた後に確定した未収の延滞金も含む。）
		未収転用決済金	〇〇	未収の転用決済金（当期において賦課したものの未収金に限る。また、元金の支払がなされた後に確定した未収の延滞金も含む。）
	換地清算金未収金			土地改良区営事業において、換地清算における関係権利者からの未収金で、換地処分公告の翌日から起算して1年未満のもの
	その他未収金			
		未収負担金	〇〇	当期において負担を受けるべき負担金のうち未収のもの なお、必要に応じて、節を設定し、事業名等に区分して記載する。（例示：未収維持管理事業負担金、未収適正化事業負担金、未収建設事業負担金）
		未収業務受託料	〇〇	当期において支払いを受けるべき業務受託料のうち未収のもの なお、必要に応じて、節を設定し、事業名等に区分して記載する。（例示：未収維持管理事業受託料、未収適正化事業受託料、未収建設事業受託料、未収その他受託料）
		未収補助金	〇〇	当期において交付決定を受けた補助金のうち未収のもの なお、必要に応じて、節を設定し、事業名や国、県等の補助金支出者に区分して記載する。（例示：未収維持管理事業補助金、未収適正化事業補助金、未収建設事業補助金、未収その他事業補助金）
		未収交付金	〇〇	当期において支払いをうけるべき交付金のうち未収のもの なお、必要に応じて、節を設定し、事業名、地区名等を記載する。（例示：未収適正化事業交付金、未収その他事業交付金）
		未収他目的使用料		当期において未収となっている他目的使用料

		未収過怠金	〇〇	当期において未収となっている過怠金 なお、必要に応じて、節を設定し、具体的な名称を記載する。（例示：未収〇〇地区過怠金）
	前払金			購入物品又は用役代金等の前払金、国営土地改良事業における土地改良区負担額を土地改良区が一括納付した場合の納付相当額等
	立替金	〇〇		役職員の出張旅費や交際費等で支出額や科目が確定していない場合において支出した額を一時的に処理する科目 なお、必要に応じて、目で仮払金を設定する。
	貯蔵品			燃料、資材、消耗工具、事務用品等のうち、取得時に経費又は材料費として処理されず、未使用のまま貯蔵中のものをいい、切手、収入印紙、タクシーチケット等の金券類を含む。（重要性の乏しいものについては取得時に全額を費用処理することも認められる。）
	その他流動資産			上記以外の流動資産
	他会計貸付金			一般会計と特別会計の間に発生した貸付金のうち、返済期限が期末日の翌日から1年以内のもの

固定資産

款	項	目	節	説明
〔固定資産〕				資産のうち、土地改良区において継続的に使用することを目的として所有するもの
基本財産				土地改良区の事業活動の遂行に不可欠なものとして定款及び規約において基本財産と定めたもの
	山林、宅地及びその従物			規約において基本財産として定めたもの
	備荒積立金			災害等による減収の補填又は災害等による応急復旧事業に充てるための積立金で、規約において基本財産のうち基本財産積立金として定めたもの
	事業積立金			土地改良事業（特定資産の施設更新積立資産により行う更新等を除く。）等を行うために必要な積立金で、規約において基本財産のうち基本財産積立金として定めたもの
	基本財産有価証券			規約において基本財産として定めた有価証券
特定資産				特定の目的のために用途、保有又は運用方法等に制約を課した資産をいう。預金や有価証券等の金融資産に限られず、土地改良施設や土地等も含まれる。 なお、下記以外に、具体的に必要積立目的がある積立金については、別途〇〇積立資産として科目を設定する。
	所有土地改良施設			土地改良区が所有する土地改良施設の工事費又は再調達価格を基礎として算定された取得価額とし、減価償却累計額を控除した額。 なお、取得価額及び減価償却累計額の一部に国庫補助金等が含まれている場合にあつては、国庫補助金等については、別途「財務諸表に対する注記」にその内容並びに金額を記載する。
	土地改良施設用地等			土地改良区が所有する土地改良施設の用地、地上権及び借地権等の取得価額
	水利権			土地改良区が所有する水利権の設定に要した費用
	受託土地改良施設使用収益権			国、都道府県等が所有する土地改良施設（土地、地上権及び借地権等を含む。）を土地改良区が管理受託している場合における土地改良区の負担相当額 なお、減価償却累計額及び当該使用収益権に係る国庫補助金等については、国庫補助金等については、別途「財務諸表に対する注記」にその内容並びに金額を記載する。
	財政調整積立資産			年度間の財源不均衡の調整に充てるための積立金
	職員退職給付引当積立資産			職員の退職給付金に充当する積立金
	役員退任慰労金積立資産			役員退任慰労金に充当する積立金
	転用決済金積立資産			農地の転用等による地区除外に伴う決済金で、決済が行われた翌年度以降の土地改良事業に要する費用に充当する積立金
	施設更新積立資産			所有土地改良施設及び管理委託土地改良施設の更新費用等に充当する積立金（基本財産の事業積立金に充てる土地改良事業は除く。）
	減債積立資産			借入金や区債などの長期負債の返済に充当する積立金

	建物等更新積立資産			土地改良区の事務所等の建物等の更新費用に充当する積立金
	土地改良施設建設仮勘定			土地改良区営土地改良事業において土地改良施設が完成する前（建設中）の土地改良区の負担相当額（工事前払金、手付金を含む。） なお、土地改良施設の建設に際して、一部に国庫補助金等が含まれている場合にあつては、国庫補助金等については、別途「財務諸表に対する注記」にその内容並びに金額を記載する。
	附帯事業施設			附帯事業に係る施設の工事費又は再調達価格を基礎として算定された取得価額。 なお、取得価額及び減価償却累計額の一部に国庫補助金等が含まれている場合にあつては、国庫補助金等については、別途「財務諸表に対する注記」にその内容並びに金額を記載する。
	附帯事業施設建設仮勘定			附帯事業に係る施設が完成する前の土地改良区の負担相当額（工事前払金、手付金を含む。）
その他固定資産				基本財産及び特定資産以外の固定資産
	土地			土地改良施設用地等以外の土地改良区が所有する土地（地上権、借地権等も含む。）
	建物			土地改良区の事務所、倉庫等の建物及びその他建物附属設備並びに構築物（土地改良施設を除く。）
	建設仮勘定			土地改良施設以外の土地改良区の事務所、倉庫等の土地改良区の負担相当額（工事前払金、手付金を含む。）
	機械及び装置			工作又は作業用の機械及び装置（器具備品を除く。）で、減価償却累計額を控除した額。 なお、減価償却累計額については、別途「財務諸表に対する注記」でその金額を記載する。
	車両運搬具			自動車、自動二輪車等の事業の用に供される車両及び運搬具で、減価償却累計額を控除した額。 なお、減価償却累計額については、別途「財務諸表に対する注記」でその金額を記載する。
	器具備品			測定、検査及び修理用具等工具器具並びに家具、電気器具、事務機器及び什器等で、減価償却累計額を控除した額。 なお、減価償却累計額については、別途「財務諸表に対する注記」でその金額を記載する。
	リース資産			ファイナンス・リース取引で借手側に生じる資産
	ソフトウェア			土地改良施設の操作以外の用に供するソフトウェア（会計ソフト等）
	適正化事業拠出金			適正化事業費の事業実施年度当年度までに拠出されたもの
	長期未収賦課金等			過年度分の賦課金、加入金、転用決済金等の未収金
		経常賦課金		過年度（前期以前）分の長期の未収経常賦課金
		特別賦課金		過年度（前期以前）分の長期の未収特別賦課金
		夫役現品		過年度（前期以前）分の長期の未収の夫役現品
		加入金		過年度（前期以前）分の長期の未収の負担金
		転用決済金		過年度（前期以前）分の長期の未収の転用決済金
	出資金			土地改良事業団体連合会、農協等の関係団体への出資金及び有価証券のうち、流動資産の有価証券及び基本財産の基本財産有価証券を除く国債その他の債券
	差入保証金			賃借人が賃料その他の賃貸契約上の債務を担保する目的で賃借人に対して支払われるもの等で、契約が満了したときに原則全額が返還されるもの（敷金、保証金等）
	その他固定資産			上記以外のその他の固定資産
	不納欠損引当金			長期未収賦課金等について、滞納処分を行った場合にあつても、時効が完成するまでに、当該長期未収賦課金等の全額を徴収することが困難である場合等の徴収不能見込額
[繰延資産]				すでに対価の支払が終了し又は支払義務が確定し、それに対応する役務の提供を受けたが、その効果が将来にわたって発現される費用であり、翌事業年度以降にわたり繰延経理された資産
	土地改良区設立費			土地改良区を設立する際に要した費用

	区債発行費			区債を発行する際に要した費用
--	-------	--	--	----------------

【 負債の部 】
流動負債

款	項	目	節	説明
[流動負債]				期末日の翌日から1年以内に弁済（履行）期限が到来する負債
	未払金			請負工事費、抛入金、会費及びその他費用等の未払金（当期に支払（納付）請求又は義務がある未払金に限る。）
	前受金			事業年度末日時点において、組合員等から翌期の賦課金等の納入を受けているが、賦課又は納入告知等が行われていないもの（納入期限が期末日の翌日から1年以内のものに限る。）
	預り金			当該年度に給与等の源泉所得税及び社会保険料並びに取引上収受した預り保証金等預り金のうち1年以内に支払又は返還予定のもの
	賞与引当金			職員の賞与手当支給に備えるための引当金
	短期借入金			返済期限が期末日の翌日から1年以内の借入金（返済期限が1年以内となった長期借入金も含む。）
	適正化事業抛入金短期未払金			適正化事業抛入金のうち、事業年度の期末日の翌日から1年以内のもの
	未払消費税等			事業年度の末日における未納付の消費税等
	リース債務			ファイナンス・リース取引により購入したリース物件の代金（リース料の総額）の未払金
	換地清算金未払金			土地改良区営事業において、換地処分公告後、関係権利者に支払うべき換地清算金（支払の予定が期末日の翌日から1年以内のものに限る。）
	換地清算金預り金	〇〇		国営又は都道府県営土地改良事業において、換地処分公告後、国等から預かっている又は組合員から預かっている換地清算金や、創設換地取得者等から換地処分公告日以前に受領した換地清算金相当額（支払の予定が期末日の翌日から1年以内のものに限る。） なお、必要に応じ、目を設定し、支払先の名称等を記載する。
	その他流動負債			上記以外のその他の流動負債
	他会計借入金	〇〇		一般会計と特別会計の間に発生した借入金のうち、返済期限が期末日の翌日から1年以内のもの

固定負債

款	項	目	節	説明
[固定負債]				
	公庫資金等長期借入金	〇〇		土地改良事業に係る日本政策金融公庫等からの借入金で、返済期限が事業年度の期末日の翌日から1年を超えるもの なお、必要に応じ、目を設定し、地区名、施設名等を記載する。
	その他の長期借入金	〇〇		土地改良区運営費等に係る公庫以外のその他金融機関からの借入金で、返済期限が事業年度の期末日の翌日から1年を超えるもの なお、必要に応じ、目を設定し、金融機関名を記載する。
	区債			土地改良区の区債で、返済期限が事業年度の期末日の翌日から1年を超えるもの
	適正化事業抛入金長期未払金	〇〇		適正化事業抛入金のうち、事業年度の期末日の翌日から1年を超えるもの なお、必要に応じて、目を設定し、地区名を記載する。
	職員退職給付引当金			職員の退職給付に備えるための引当金
	役員退任慰労引当金			役員退任慰労に備えるための引当金（当該引当金に係る規程において明記されたものに限る。）
	長期未払金			過年度分の各種負担金、各種分担金、各種使用料、委託料等の未払金で、弁済（履行）期限から1年を超えるもの
	その他固定負債			上記以外のその他の固定負債

【 正味財産の部 】

款	項	目	節	説明
[指定正味財産]				
	受取補助金等			国や都道府県等から受領した補助金、交付金、助成金 なお、必要に応じて、節を設定し、地区名、事業名、 施設名等を記載する。
		受取補助金	〇〇	
		受取交付金	〇〇	
		受取助成金	〇〇	
	所有土地改良施設受贈益			土地改良区が、国又は都道府県等から、土地改良施設 の譲与を受けた場合の受入額
	土地改良施設用地等受贈 益			土地改良区が土地改良事業を行うに際して、土地改良 施設用地等として寄付者等から贈与を受けた土地で あって、寄付者により、その用途、処分等に制約が課 されている資産の受入額 (土地改良区が、国又は都道府県等から、土地の譲与 を受けた場合の受入額も含む。)
	有価証券受贈益			土地改良区が、その用途、処分等に制約が課されてい る有価証券の贈与等を受けた場合の受入額
	受取寄付金			土地改良区が、寄付者により、その用途、処分等に制 約が課されている資金の受入額
	(うち基本財産への充当 額)			指定正味財産合計のうち基本財産への充当額
	(うち特定資産への充当 額)			指定正味財産合計のうち特定資産への充当額
[一般正味財産]				正味財産から指定正味財産を控除した額
	(うち基本財産への充当 額)			一般正味財産合計のうち基本財産への充当額
	(うち特定資産への充当 額)			一般正味財産合計のうち特定資産への充当額

正味財産増減計算書

一般正味財産増減の部

1 経常収入

款	項	目	節	説明
				毎期の事業運営から経常的に生じる収入
土地改良事業収入				土地改良事業における収入
	経常賦課金	〇〇		土地改良施設の維持管理や事務費など土地改良区の運営資金に充てるために組合員から徴収する賦課金 なお、必要に応じて、目を設定して、地区名、施設名等を記載する。
	特別賦課金	〇〇		土地改良施設の大規模な補修や造成に係る経費について、土地改良区負担分の拠出に充てるために組合員から徴収する賦課金 なお、必要に応じて、目を設定して、地区名、施設名等を記載する。
	夫役現品	〇〇		組合員から徴収する賦課金について、労役又は物品で給付を受けた場合の当該給付額 なお、必要に応じて、目を設定して、地区名、施設名等を記載する。
	加入金	〇〇		土地改良区に新規に土地が編入（加入）される場合において、土地改良区が当該土地に係る組合員から徴収する加入金 なお、必要に応じて、目を設定して、地区名、施設名等を記載する。
	転用決済金	〇〇		組合員が土地改良法第3条に規定する資格を喪失し、権利義務の承継又は交替が行われなかった場合による権利義務の決済金 なお、必要に応じて、目を設定して、地区名、施設名等を記載する。
	負担金	〇〇		土地改良区営土地改良事業における関係者及び関係機関からの負担金収入額 なお、必要に応じて、目を設定し、事業名等を記載する。 （適正化事業負担金、維持管理事業負担金等）
附帯事業収入				土地改良事業以外の附帯事業により得た収入
	受取他目的使用料	〇〇		土地改良施設等を土地改良事業以外の用途で使用させることによる収入 なお、必要に応じて、目を設定し、具体的な使用料名を記載する。（例：橋梁、浄化水槽、〇〇施設他目的使用料等）
	受取手数料	〇〇		各種証明書、承諾書の交付、帳簿閲覧、立会いなどの手数料 なお、必要に応じて、目を設定し、具体的な使用料名を記載する。（例：証明書交付、帳簿閲覧、承諾書交付、立会等）
	農地中間管理機構業務受託料			定款第4条第2項の規定により、農地中間管理機構から委託を受けて行う事業に係る受託料収入
	多面的機能支払活動組織業務受託料			定款第4条第2項の規定により、農地維持、資源向上等の多面的機能発揮組織事業を行う活動組織から委託を受けて行う事業に係る受託料収入
基本財産運用収入				定款及び規約で定められている基本財産を運用して得られる収入
	基本財産受取配当金			基本財産を運用して受け取る配当金
	基本財産受取利息			基本財産を運用して受け取る利息
	基本財産受取賃貸料			基本財産を運用して受け取る賃貸料 （例：水源涵養林の土地の貸付等）
特定資産運用収入				土地改良区が特定の目的のために運用する資産から獲得する収入
	特定資産受取利息			特定資産を運用して受け取る利息
受取補助金等				国や都道府県等から受領した補助金、助成金等
	受取補助金	〇〇		土地改良事業補助金交付要綱等に基づいて補助される事業に要する経費や農山漁村地域整備交付金交付要綱等に基づいて交付金が交付される事業に要する経費に対する国又は都道府県等からの補助金又は交付金 なお、必要に応じて、目を設定し、具体的な事業名、地区名等を記載する。（例：〇〇地区補助金、維持管理事業補助金等）

	受取助成金等	〇〇		市町村等から助成される助成金、他種事業の実施による当該事業主体からの補償金、土地改良事業の実施に際して他の団体から受領する協力金 なお、必要に応じて、目を設定し、具体的な事業名、地区名、助成者等がわかるように記載する。（例：運営事務費助成金、〇〇補償金、〇〇地区協力金）
受取交付金				
	適正化事業交付金			土地改良施設維持管理適正化事業を実施する年度における交付金（土地改良区の拠出額は含まない。）
受取業務受託料				土地改良区が業務を受託した際の受託料（定款第4条第2項に規定されていない業務に限る。）
	換地業務受託料	〇〇		国、都道府県、市町村、土地改良事業団体連合会等からの換地業務の委託に係る受託料 なお、必要に応じて、目を設定し、具体的な事業名、地区名等を記載する。（例：〇〇事業、〇〇地区、等）
	土地改良施設操作受託料	〇〇		国、都道府県、市町村等からの土地改良施設の操作業務の委託に係る受託料 なお、必要に応じて、目を設定し、具体的な事業名、地区名、施設名等を記載する。（例：〇〇事業、〇〇地区、〇〇機場等）
	調査業務受託料	〇〇		国、都道府県、市町村等からの調査業務の委託に係る受託料 なお、必要に応じて、目を設定し、具体的な調査名等を記載する。（例：〇〇調査業務、〇〇地区調査業務等）
不納欠損引当金取崩益				不納欠損引当金を取り崩した場合の益
雑収入				上記以外の経常収入
	受取利息配当金			基本財産及び特定資産以外の資産により、受け取った利息や配当金
		受取利息		受け取った利息 （例：普通預金利息、国債利息、有価証券利息）
		受取配当金		受け取った配当金 （例：農協の出資金に係る配当金）
	受取過剰金			受け取った過剰金
他会計繰入金				
	〇〇会計からの繰入金			他の会計からの繰入金 具体的な会計の名称を記載する。

2 経常支出

款	項	目	節	
土地改良事業費				土地改良区が行う土地改良事業の実施に要する経費
	維持管理費			土地改良区が行う維持管理事業の実施に要する経費 なお、必要に応じて、目を設定し、地区名等具体的に記載する。
		給料手当	〇〇	土地改良事業に従事した職員に対して支給される給与及び諸手当
		臨時雇賃金	〇〇	土地改良事業に従事したアルバイト・パートタイマーなど臨時の雇い人に対して支払う給料や諸手当
		旅費交通費	〇〇	役員や職員が土地改良事業遂行のために行った移動に要する旅費や交通費で、宿泊費のほか出張日も含む
		通信運搬費	〇〇	電話・郵便・インターネットなどの通信に要した費用及び運送業者への荷造費・運賃等
		消耗什器備品費	〇〇	土地改良事業に要する消耗品や固定資産に該当しない器具備品等の購入代金
		修繕費	〇〇	土地改良施設の修理、改良等のために支出した金額
		水道光熱費	〇〇	電気・ガス・水道料金及びガソリン・軽油などの燃料の購入代金
		賃借料	〇〇	土地改良事業に係る備品や車両運搬具等の賃借料又はリース料
		支払保険料	〇〇	保険会社との間で締結した保険契約に基づき支払った、水路保険や土地改良施設に付随する車両運搬具等に係る自動車保険等の保険料
		支払負担金等	〇〇	土地改良区営土地改良事業における関係者及び関係機関に対する負担金・協力金・交付金等
		業務委託費	〇〇	土地改良事業の一部を外部の業者に業務委託した際の費用
		調査費	〇〇	用地調査・権利調査・予備調査などの調査に要した費用
		雑費	〇〇	上記のいずれにも該当しない費用

	適正化事業費	(略)	〇〇	土地改良区が行う適正化事業の実施に要する経費目は、維持管理費の目と同一とする。 なお、必要に応じて、節を設定し、地区名等具体的に記載する。
	その他事業費	(略)	〇〇	土地改良区が行う上記以外の土地改良事業の実施に要する経費目は、維持管理費の目と同一とする。 なお、必要に応じて、節を設定し、地区名等具体的に記載する。
	委託業務費	(略)	〇〇	土地改良区が委託する業務に要する経費（土地改良事業に関するものに限る。） 目は、維持管理費の目と同一とする。 なお、必要に応じて、節を設定し、地区名等具体的に記載する。
	受託業務費	(略)	〇〇	土地改良区が受託する業務に要する経費（土地改良事業に関するものに限る。） 目は、維持管理費の目と同一とする。 なお、必要に応じて、節を設定し、地区名等具体的に記載する。
不納欠損引当金繰入額				不納欠損引当金に繰り入れた額
附帯事業費	〇〇	(略)		土地改良区が行う附帯事業の実施に要する経費項は、具体的な附帯事業の名称を記載し、目は、維持管理費の目と同一とする。
減価償却費				
	所有土地改良施設減価償却費			所有土地改良施設に係る減価償却費（維持管理事業用に購入した車両、固定資産に該当する器具備品等を含む）
	受託土地改良施設使用収益権減価償却費			受託土地改良施設使用収益権に係る減価償却費
	附帯事業施設減価償却費			附帯事業施設に係る減価償却費
一般管理費				土地改良区組織運営のために要する一般的経費（個々の事業に紐づけられないものを分類）
	運営事務費			土地改良区運営のために、毎年度経常に要する経費 なお、必要に応じて、節を設定し、地区名等を記載する。
		役員報酬	〇〇	理事及び監事に対して、その職務執行の対価として支給する報酬
		給料手当	〇〇	土地改良区の運営事務に従事した職員に対して支給される給与及び諸手当
		臨時雇賃金	〇〇	土地改良区の運営事務に従事したアルバイト・パートタイマーなど臨時の雇い人に対して支払う給料や諸手当
		賞与引当金繰入額	〇〇	翌期に土地改良区の職員に支給する賞与のうちの当期に負担すべき金額
		退職給付費用	〇〇	将来、土地改良区の職員が退職するときに支払う退職給付（退職一時金及び年金）のうちの当期に負担すべき金額
		役員退任慰労引当金繰入額	〇〇	将来、土地改良区の役員が退任するときに支払う退任慰労金のうちの当期に負担すべき金額（当該引当金に係る規程において明記されたものに限る。）
		福利厚生費	〇〇	職員の社会保険料の土地改良区負担額及び職員のための会食・旅行等の行事、医療・保健・厚生施設の費用
		研修費	〇〇	研究会・講習会・教育訓練等に要した費用
		交際費	〇〇	土地改良区が土地改良事業及びその附帯事業に係る者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出する費用
		選挙費	〇〇	総代選挙又は役員選挙（総会又は総代会の中で行われるものを除く。）の実施のために要した費用
		総（代）会費	〇〇	会場借料、総代会の開催に係る総代への日当、出席者への弁当・飲料その他これらに類する飲食物を供与するために通常要すべき費用、その他会議に必要となる費用
		その他会議費	〇〇	総（代）会を除く、理事会、監事会その他会議の開催に係る弁当・飲料その他これらに類する飲食物を供与するために通常要すべき費用及びその他会議開催に必要となる費用
		旅費交通費	〇〇	役員や職員が土地改良区の運営のために行った移動に要する旅費や交通費で、宿泊費のほか出張日も含む
		通信運搬費	〇〇	電話・郵便・インターネットなどの通信に要した費用及び運送業者への荷造費・運賃等

		消耗什器備品費	〇〇	文房具や事務用品等の購入代金等の固定資産に該当しない器具備品の購入代金
		印刷製本費	〇〇	外部の業者に支払った印刷代等
		支払保険料	〇〇	保険会社との間で締結した保険契約に基づき支払った、事務所の火災保険、自動車保険、生命保険等の保険料
		支払手数料	〇〇	金融機関の振込手数料や外部専門家に支払う報酬等
		諸謝金	〇〇	講師に対する講演料等の謝礼金
		支払負担金等	〇〇	土地改良区の関係者及び関係機関に対する負担金・協力金・交付金等で個々の事業に紐づけられないもの（土地改良事業団体連合会への賦課金、事業推進協議会の会費等）
		業務委託費	〇〇	土地改良区の運営事務の一部を外部の業者に業務委託した際の費用
		租税公課	〇〇	消費税、固定資産税等の納付額
		雑費	〇〇	上記のいずれにも該当しない費用（事務所の警備料金・清掃費用等）
	事務所費			土地改良区事務所等の維持管理等に要する経費 なお、本所、支所等にわかれている場合は、節で具体的に記す。
		減価償却費	〇〇	事務所建物、機械及び装置、車両運搬具、器具備品等の土地改良施設及び附帯事業施設以外の固定資産に係る減価償却費
		修繕費	〇〇	事務所等の修理、維持管理等のために支出した金額
		水道光熱費	〇〇	電気・ガス・水道料金及びガソリン・軽油などの燃料の購入代金
		賃借料	〇〇	事務所の備品や車両運搬具等の賃借料又はリース料
土地改良事業負担金				国及び都道府県営土地改良事業の負担金等（国の直轄管理、都道府県管理等の公的管理地区に係る負担金等土地改良事業に係る各種負担金を含む。）
	国営事業負担金	〇〇		国営事業の負担金（直轄管理の負担金も含む。） なお、必要に応じて、目を設定し、地区名等具体的に記載する。
	都道府県営事業分担金	〇〇		都道府県営事業の分担金（都道府県営管理事業の分担金も含む。） なお、必要に応じて、目を設定し、地区名等具体的に記載する。
	市町村営事業分担金	〇〇		市町村営事業の分担金（市町村営管理事業の分担金も含む。） なお、必要に応じて、目を設定し、地区名等具体的に記載する。
	その他負担金	〇〇		上記以外の負担金 なお、必要に応じて、目を設定し、地区名等具体的に記載する。
他会計繰出金				他の会計への繰出金
	〇〇会計への繰出金	〇〇		具体的な会計の名称を記載する。

3 経常外収入

款	項	目	節	説明
				土地改良区の事業以外の財産運用等から生じる収入（臨時的項目及び過年度修正項目を含む。）
固定資産売却益				土地、建物、車両運搬具、器具備品等の固定資産を売却したときに受け取った対価と帳簿価額の差益
	土地売却益			土地を売却したときに受け取った対価と帳簿価額の差益
	建物売却益			建物を売却したときに受け取った対価と帳簿価額の差益
	機械及び装置売却益			機械及び装置を売却したときに受け取った対価と帳簿価額の差益
	車両運搬具売却益			車両運搬具を売却したときに受け取った対価と帳簿価額の差益
	器具備品売却益			器具備品を売却したときに受け取った対価と帳簿価額の差益

有価証券売却益				有価証券を売却したときに受け取った対価と帳簿価額の差益
固定資産受贈益				固定資産を無償や低廉で受け入れた際の、当該固定資産を取得するのに要する支出額との差額
	受託土地改良施設使用収益権			国、都道府県等が所有する土地改良施設を土地改良区が管理受託している場合にあつて、当該施設について土地改良区の自己負担額がない場合、無償で受託土地改良施設収益権を取得したことによるため、備忘価額として1円を計上する。(貸借対照表の受託土地改良施設使用収益権に1円を計上する。)
	土地受贈益			土地を無償や低廉で受け入れた際の、当該固定資産を取得するのに要する支出額との差額
	建物受贈益			建物を無償や低廉で受け入れた際の、当該固定資産を取得するのに要する支出額との差額
	機械及び装置受贈益			機械及び装置を無償や低廉で受け入れた際の、当該固定資産を取得するのに要する支出額との差額
	車両運搬具受贈益			車両運搬具を無償や低廉で受け入れた際の、当該固定資産を取得するのに要する支出額との差額
	器具備品受贈益			固定資産に該当する器具備品を無償や低廉で受け入れた際の、当該固定資産を取得するのに要する支出額との差額
資産評価益				資産を時価評価した際に生じる時価と帳簿価額との差益
	基本財産評価益			一般正味財産を充当した基本財産に含まれている満期保有目的有価証券以外の投資有価証券を時価評価した際に生じる時価と帳簿価額の差益
	特定資産評価益			一般正味財産を充当した特定資産に含まれている満期保有目的有価証券以外の投資有価証券を時価評価した際に生じる時価と帳簿価額の差益
その他資産評価益				その他資産を時価評価した際に生じる時価と帳簿価額との差益
	有価証券評価益			有価証券を時価評価した際に生じる時価と帳簿価額の差益
受取寄付金				寄付者等により、その用途、処分等に制約が課されていない寄付金(指定正味財産に該当しない場合に限る。)
	受取寄付金			受け取った寄付金の額
過年度修正				前期以前に計上した損益の修正による利益 (例：前期以前に計上した減価償却費の修正額、前期以前に不納欠損処理した未収賦課金等の入金額)

4 経常外支出

款	項	目	節	説明
				土地改良区の事業以外の財産運用等から生じる支出で、臨時的項目及び過年度項目を含む。
固定資産売却損				土地、建物、車両運搬具、固定資産に該当する器具備品等の固定資産を売却したときに受け取った対価と帳簿価額の差損
	土地売却損			土地を売却したときに受け取った対価と帳簿価額の差損
	建物売却損			建物を売却したときに受け取った対価と帳簿価額の差損
	機械及び装置売却損			機械及び装置を売却したときに受け取った対価と帳簿価額の差損
	車両運搬具売却損			車両運搬具を売却したときに受け取った対価と帳簿価額の差損
	器具備品売却損			器具備品を売却したときに受け取った対価と帳簿価額の差損
有価証券売却損				有価証券を売却したときに受け取った対価と帳簿価額の差損
不納欠損				滞納賦課金等の不納欠損処理に伴う損失
	不納欠損			不納欠損処理に伴う損失額
災害損失				災害によって生じる損失
	災害損失			災害により生じた損失額
固定資産除却損				建物、機械及び装置、車両運搬具、固定資産に該当する器具備品等の固定資産を除却したときの損失
	建物除却損			建物を除却したときの損失
	機械及び装置除却損			機械及び装置除却損を除却したときの損失
	車両運搬具除却損			車両運搬具を除却したときの損失

	器具備品除却損			器具備品を除却したときの損失
資産評価損				資産を時価評価した際に生じる時価と帳簿価額の差損
	基本財産評価損			一般正味財産に充当した基本財産に含まれている満期保有目的有価証券以外の投資有価証券を時価評価した際に生じる時価と帳簿価額の差損
	特定資産評価損			一般正味財産に充当した特定資産に含まれている満期保有目的有価証券以外の投資有価証券を時価評価した際に生じる時価と帳簿価額の差損
その他資産評価損				その他資産を時価評価した際に生じる時価と帳簿価額の差損
	有価証券評価損			有価証券を時価評価した際に生じる時価と帳簿価額の差損
支払利息				債務の支払利息
	借入金利息			借入金の支払利息
		公庫資金借入金		公庫資金借入金の支払利息
		その他の借入金		その他の借入金の支払利息
	区債利息			区債の支払利息
繰延資産償却費				
	土地改良区設立費			土地改良区設立費を償却した際に計上する費用
	区債発行費			区債発行費を償却する際に計上する費用
過年度修正				前期以前に計上した損益の修正による損失 (例：前期以前に計上した減価償却費の修正額)

指定正味財産増減の部

款	項	目	節	説明
受取補助金等				国や都道府県等から受領した補助金、助成金等
	受取補助金	〇〇		土地改良事業補助金交付要綱等に基づいて補助される事業に要する経費や農山漁村地域整備交付金交付要綱等に基づいて交付金が交付される事業に要する経費に対する国又は都道府県等からの補助金又は交付金 なお、必要に応じて、目を設定し、具体的な事業名、地区名等を記載する。(例：〇〇地区補助金、維持管理事業補助金等)
	受取助成金等	〇〇		市町村等から助成される助成金、他種事業の実施による当該事業主体からの補償金、土地改良事業の実施に際して他の団体から受領する協力金 なお、必要に応じて、目を設定し、具体的な事業名、地区名、助成者等がわかるように記載する。(例：運営事務費助成金、〇〇補償金、〇〇地区協力金)
受取交付金				
	適正化事業交付金			土地改良施設維持管理適正化事業を実施する年度における交付金(土地改良区の拠出額は含まない。)
受取寄付金				寄付者等により、その用途、処分等に制約が課されている寄付金
	受取寄付金			受け取った寄付金の額
固定資産受贈益				固定資産を無償や低廉で受け入れた際の、当該固定資産を取得するのに要する支出額との差額
	所有土地改良施設受贈益			土地改良施設を無償で譲与を受けた場合の当該土地改良施設の取得価額と譲与を受けた時点における土地改良区の自己負担額との差額
	土地改良施設用地等受贈益			土地改良施設用地を無償で譲与を受けた場合の土地の取得価額と譲与を受けた時点における土地改良区の自己負担額との差額
	有価証券受贈益			有価証券(基本財産及び特定資産に該当するものに限る。)の譲与等を受けた際に取得するのに要する支出額との差額
基本財産評価益				指定正味財産に充当した基本財産の評価益
特定資産評価益				指定正味財産に充当した特定資産の評価益
その他資産評価益				指定正味財産に充当したその他資産の有価証券の評価益
基本財産評価損				指定正味財産に充当した基本財産の評価損
特定資産評価損				指定正味財産に充当した特定資産の評価損
その他資産評価損				指定正味財産に充当したその他資産の有価証券の評価損

一般正味財産への振替額				指定正味財産から一般正味財産への振替額を記載する。 なお、必要に応じて、目を設定し、一般正味財産への振替額のうち、経常、経常外の区分がわかるよう記載する。
-------------	--	--	--	--

収支予算書・収支決算書

収入

款	項	目	節	説明
土地改良事業収入				土地改良事業における収入
	経常賦課金収入	〇〇		土地改良施設の維持管理や事務費など土地改良区の運営資金に充てるために組合員から徴収する賦課金 なお、必要に応じて、目を設定して、地区名、施設名等を記載する。
	特別賦課金収入	〇〇		土地改良施設の大規模な補修や造成に係る経費について、土地改良区負担分の拠出に充てるために組合員から徴収する賦課金 なお、必要に応じて、目を設定して、地区名、施設名等を記載する。
	夫役現品収入	〇〇		組合員から徴収する賦課金について、労役又は物品で給付を受けた場合の当該給付額 なお、必要に応じて、目を設定して、地区名、施設名等を記載する。
	加入金収入	〇〇		土地改良区に新規に土地が編入（加入）される場合において、土地改良区が当該土地に係る組合員から徴収する加入金 なお、必要に応じて、目を設定して、地区名、施設名等を記載する。
	転用決済金収入	〇〇		組合員が土地改良法第3条に規定する資格を喪失し、権利義務の承継又は交替が行われなかった場合による権利義務の決済金 なお、必要に応じて、目を設定して、地区名、施設名等を記載する。
	負担金収入	〇〇		土地改良区営土地改良事業における関係者及び関係機関からの負担金収入額 なお、必要に応じて、目を設定し、事業名等を記載する。 （適正化事業負担金、維持管理事業負担金等）
附帯事業収入				土地改良事業以外の附帯事業により得た収入
	他目的使用料収入	〇〇		土地改良施設等を土地改良事業以外の用途で使用させることによる収入 なお、必要に応じて、目を設定し、具体的な使用料名を記載する。（例：橋梁、浄化水槽、〇〇施設他目的使用料等）
	手数料収入	〇〇		各種証明書、承諾書の交付、帳簿閲覧、立会いなどの手数料 なお、必要に応じて、目を設定し、具体的な使用料名を記載する。（例：証明書交付、帳簿閲覧、承諾書交付、立会等）
	農地中間管理機構業務受託料収入			定款第4条第2項の規定により、農地中間管理機構から委託を受けて行う事業に係る受託料収入
	多面的機能支払活動組織業務受託料収入			定款第4条第2項の規定により、農地維持、資源向上等の多面的機能発揮組織事業を行う活動組織から委託を受けて行う事業に係る受託料収入
基本財産運用収入				定款及び規約で定められている基本財産を運用して得られる収入
	基本財産配当金収入			基本財産を運用して受け取る配当金
	基本財産利息収入			基本財産を運用して受け取る利息
	基本財産賃貸料収入			基本財産を運用して受け取る賃貸料 （例：水源涵養林の土地の貸付等）
特定資産運用収入				土地改良区が特定の目的のために運用する資産から獲得する収入
	特定資産利息収入			特定資産を運用して受け取る利息
補助金等収入				国や都道府県等から受領した補助金、助成金等

	補助金収入			土地改良事業補助金交付要綱等に基づいて補助される事業に要する経費や農山漁村地域整備交付金交付要綱等に基づいて交付金が交付される事業に要する経費に対する国又は都道府県等からの補助金又は交付金 なお、必要に応じて、目を設定し、具体的な事業名、地区名等を記載する。（例：〇〇地区補助金、維持管理事業補助金等）
	助成金等収入			市町村等から助成される助成金、他種事業の実施による当該事業主体からの補償金、土地改良事業の実施に際して他の団体から受領する協力金 なお、必要に応じて、目を設定し、具体的な事業名、地区名、助成者等がわかるように記載する。（例：運営事務費助成金、〇〇補償金、〇〇地区協力金）
交付金収入				
	適正化事業交付金収入			土地改良施設維持管理適正化事業を実施する年度における交付金（土地改良区の拠出額は含まない。）
寄附金収入				
	寄付金収入			
		寄付金		受け取った寄付金の額
業務受託料収入				土地改良区が行う受託業務における収入
	換地業務受託料収入			国、都道府県、市町村、土地改良事業団体連合会等からの換地業務の委託に係る受託料 なお、必要に応じて、目を設定し、具体的な事業名、地区名等を記載する。（例：〇〇事業、〇〇地区、等）
	土地改良施設操作受託料収入			国、都道府県、市町村等からの土地改良施設の操作業務の委託に係る受託料 なお、必要に応じて、目を設定し、具体的な事業名、地区名、施設名等を記載する。（例：〇〇事業、〇〇地区、〇〇機場等）
	調査業務受託料収入			国、都道府県、市町村等からの調査業務の委託に係る受託料 なお、必要に応じて、目を設定し、具体的な調査名等を記載する。（例：〇〇調査業務、〇〇地区調査業務等）
雑収入				上記以外の収入
	受取利息配当金収入			基本財産及び特定資産以外の資産により、受け取った利息や配当金による収入
		受取利息		受け取った利息 （例：普通預金利息、国債利息、有価証券利息）
		受取配当金		受け取った配当金
	過年度収入			長期未収賦課金等を徴収した場合や不納欠損処理した未収賦課金等について、入金があった場合等の収入
	過怠金収入			受け取った過怠金
借入金収入				借入金による収入
	区債収入			土地改良区が事業を行うために発行した区債から生じる収入
	公庫資金借入金収入			日本政策金融公庫から受けた融資資金
	その他の借入金収入	〇〇		その他金融機関から受けた融資資金 なお、必要に応じて、具体的な金融機関名を目に設定する。
基本財産取崩収入				基本財産を取り崩すことで生じる収入

	備荒積立金取崩収入			備荒積立金を取り崩すことで生じる収入
	事業積立金取崩収入			事業積立金を取り崩すことで生じる収入
特定資産取崩収入				特定財産を取り崩すことで生じる収入 ほかに積立資産がある場合、具体的な名称を記載（〇〇積立資産取崩）
	財政調整積立資産取崩収入			財政調整積立資産を取り崩すことで生じる収入
	職員退職給付引当積立資産取崩収入			職員退職給付引当積立資産を取り崩すことで生じる収入
	役員退任慰労金積立資産取崩収入			役員退任慰労金積立資産を取り崩すことで生じる収入
	転用決済金積立資産取崩収入			転用決済金積立資産を取り崩すことで生じる収入
	施設更新積立資産取崩収入			施設更新積立資産を取り崩すことで生じる収入
	減債積立資産取崩収入			減債積立資産を取り崩すことで生じる収入
	建物等更新積立資産取崩収入			建物等更新積立資産を取り崩すことで生じる収入
固定資産売却収入				固定資産を売却することにより生じる収入
	土地売却収入			土地の売却により生じる収入
	建物売却収入			建物の売却により生じる収入
	機械及び装置売却収入			機械及び装置の売却により生じる収入
	車両運搬具売却収入			車両運搬具の売却により生じる収入
	器具備品売却収入			固定資産に該当する器具備品の売却により生じる収入
出資金返還収入				出資金の返還により生じる収入（国債その他の債券を売却した際の収入を含む）
差入保証金回収収入				差入保証金の回収により生じる収入
交付換地清算金収入				国営又は都道府県営土地改良事業の換地等の換地清算において、国等から交付される換地清算金により生じる収入
	換地清算金交付金収入			
徴収換地清算金収入				関係権利者から徴収する換地清算金により生じる収入
	換地清算金徴収金収入			
他会計貸付金回収収入				一般会計と特別会計の間に発生した貸付金の回収により生じる収入
他会計借入金借入収入				一般会計と特別会計の間に発生した借入金の借入により生じる収入
他会計繰入金				他会計からの繰入金
	〇〇会計からの繰入金			具体的な会計の名称を記載する。
繰越金				
	前年度繰越金			前年度からの繰越金額

支出

款	項	目	節	説明
土地改良事業費支出				毎期の土地改良区が行う土地改良事業の実施に要する経費
	維持管理費支出			土地改良区が行う維持管理事業の実施に要する経費 なお、必要に応じて、各目に節を設定し、地区名等具体的に記載する。
		給料手当	〇〇	土地改良事業に従事した職員に対して支給される給与及び諸手当
		臨時雇賃金	〇〇	土地改良事業に従事したアルバイト・パートタイマーなど臨時の雇い人に対して支払う給料や諸手当
		旅費交通費	〇〇	役員や職員が土地改良事業遂行のために行った移動に要する旅費や交通費で、宿泊費のほか出張日当も含む
		通信運搬費	〇〇	電話・郵便・インターネットなどの通信に要した費用及び運送業者への荷造費・運賃等
		消耗什器備品費	〇〇	土地改良事業に要する消耗品や固定資産に該当しない器具備品等の購入代金
		修繕費	〇〇	土地改良施設の修理、改良等のために支出した金額
		水道光熱費	〇〇	電気・ガス・水道料金及びガソリン・軽油などの燃料の購入代金
		賃借料	〇〇	土地改良事業に係る備品や車両運搬具等の賃借料又はリース料
		支払保険料	〇〇	保険会社との間で締結した保険契約に基づき支払った、水路保険や土地改良施設に付随する車両運搬具等に係る自動車保険等の保険料
		支払負担金等	〇〇	土地改良区営土地改良事業における関係者及び関係機関に対する負担金・協力金・交付金等
		業務委託費	〇〇	土地改良事業の一部を外部の業者に業務委託した際の費用
		調査費	〇〇	用地調査・権利調査・予備調査などの調査に要した費用
		雑費	〇〇	上記のいずれにも該当しない費用
	適正化事業費支出	(略)	〇〇	土地改良区が行う適正化事業の実施に要する経費 目は、維持管理費の目と同一とする。 なお、必要に応じて、節を設定し、地区名等具体的に記載する。
	適正化事業拠出金支出			土地改良施設維持管理適正化事業の土地改良区の拠出金
		適正化事業拠出金	〇〇	
	その他事業費支出	(略)	〇〇	土地改良区が行う上記以外の土地改良事業の実施に要する経費 目は、維持管理費の目と同一とする。 なお、必要に応じて、節を設定し、地区名等具体的に記載する。

	委託業務費支出	(略)	〇〇	土地改良区が委託する業務に要する経費（土地改良事業に関するものに限る。） 目は、維持管理費の目と同一とする。 なお、必要に応じて、節を設定し、地区名等具体的に記載する。
	受託業務費支出	(略)	〇〇	土地改良区が受託する業務に要する経費（土地改良事業に関するものに限る。） 目は、維持管理費の目と同一とする。 なお、必要に応じて、節を設定し、地区名等具体的に記載する。
附帯事業費支出	〇〇	(略)		土地改良区が行う附帯事業の実施に要する経費 項は、具体的な附帯事業の名称を記載し、目は、維持管理費の目と同一とする。
一般管理費支出				土地改良区組織運営のために要する一般的経費（個々の事業に紐づけられないものを分類）
	運営事務費支出			土地改良区運営のために、毎年度経常的に要する経費 なお、必要に応じて、各目に節を設定し、地区名等を記載する。
		役員報酬	〇〇	理事及び監事に対して、その職務執行の対価として支給する報酬
		給料手当	〇〇	土地改良区の運営事務に従事した職員に対して支給される給与及び諸手当
		臨時雇賃金	〇〇	土地改良区の運営事務に従事したアルバイト・パートタイマーなど臨時の雇い人に対して支払う給料や諸手当
		賞与支払	〇〇	土地改良区の職員に対して支払う賞与
		退職金支払	〇〇	土地改良区の職員が退職するときに支払った退職一時金及び年金
		役員退任慰労金支払	〇〇	土地改良区の役員が退任するときに支払った退任慰労金
		福利厚生費	〇〇	職員の社会保険料の土地改良区負担額及び職員のための会食・旅行等の行事、医療・保健・厚生施設の費用
		研修費	〇〇	研究会・講習会・教育訓練等に要した費用
		交際費	〇〇	土地改良区が土地改良事業及びその附帯事業に係る者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出する費用
		選挙費	〇〇	総代選挙又は役員選挙（総会又は総代会の中で行われるものを除く。）の実施のために要した費用
		総（代）会費	〇〇	会場借料、総代会の開催に係る総代への日当、出席者への弁当・飲料その他これらに類する飲食物を供与するために通常要すべき費用、その他会議に必要となる費用
		その他会議費	〇〇	総（代）会を除く、理事会、監事会その他会議の開催に係る弁当・飲料その他これらに類する飲食物を供与するために通常要すべき費用及びその他会議開催に必要となる費用
		旅費交通費	〇〇	役員や職員が土地改良区の運営のために行った移動に要する旅費や交通費で、宿泊費のほか出張日当も含む

		通信運搬費	〇〇	電話・郵便・インターネットなどの通信に要した費用及び運送業者への荷造費・運賃等
		消耗什器備品費	〇〇	文房具や事務用品等の購入代金等の固定資産に該当しない器具備品の購入代金
		印刷製本費	〇〇	外部の業者に支払った印刷代等
		支払手数料	〇〇	金融機関の振込手数料や外部専門家に支払う報酬等
		支払保険料	〇〇	保険会社との間で締結した保険契約に基づき支払った、事務所の火災保険、自動車保険、生命保険等の保険料
		諸謝金	〇〇	講師に対する講演料等の謝礼金
		支払負担金等	〇〇	土地改良区の関係者及び関係機関に対する負担金・協力金・交付金等で個々の事業に紐づけられないもの（土地改良事業団体連合会への賦課金、事業推進協議会の会費等）
		業務委託費	〇〇	土地改良区の運営事務の一部を外部の業者に業務委託した際の費用
		租税公課	〇〇	消費税、固定資産税等の納付額
		雑費	〇〇	上記のいずれにも該当しない費用（事務所の警備料金・清掃費用等）
	事務所費支出			土地改良区事務所等の維持管理等に要する経費 なお、本所、支所等にわかれている場合は、節で具体的に分けて記載する。
		修繕費	〇〇	事務所等の修理、維持管理等のために支出した金額
		水道光熱費	〇〇	電気・ガス・水道料金及びガソリン・軽油などの燃料の購入代金
		賃借料	〇〇	事務所の器具備品や車両運搬具等の賃借料又はリース料
土地改良事業負担金支出				国及び都道府県営土地改良事業の負担金等（国の直轄管理、都道府県管理等の公的管理地区に係る負担金等土地改良事業に係る各種負担金を含む。）
	国営事業負担金支出	〇〇		国営事業の負担金（直轄管理の負担金も含む。） なお、必要に応じて、目を設定し、地区名等具体的に記載する。
	都道府県営事業分担金支出	〇〇		都道府県営事業の分担金（都道府県営管理事業の分担金も含む。） なお、必要に応じて、目を設定し、地区名等具体的に記載する。
	市町村営事業分担金支出	〇〇		市町村営事業の分担金（市町村営管理事業の分担金も含む。） なお、必要に応じて、目を設定し、地区名等具体的に記載する。
	その他負担金支出	〇〇		上記以外の負担金 なお、必要に応じて、目を設定し、地区名等具体的に記載する。
借入金返済支出				借入金の返済のための支出
	公庫資金償還金支出			日本政策金融公庫からの融資資金の償還金
	その他の借入金返済金支出			公庫以外の融資機関に対する返済金
	区債返済金支出			区債の返済金
	リース債務返済支出			リース債務の返済金

支払利息				債務の支払利息
	借入金利息			借入金の支払利息
		公庫資金借入金		公庫資金借入金の支払利息
		その他の借入金		その他の借入金の支払利息
	区債利息			区債の支払利息
固定資産取得支出				事業に要する固定資産の取得に要する経費
	土地取得支出			土地の取得に係る支出額
	建物取得支出			建物の取得に係る支出額
	機械及び装置取得支出			機械及び装置の取得に係る支出額
	車両運搬具取得支出			車両運搬具の取得に係る支出額
	器具備品取得支出			固定資産に該当する器具備品の取得に係る支出額
	リース資産取得支出			リース資産の取得に係る支出額
	ソフトウェア取得支出			ソフトウェアの取得に係る支出額
土地改良施設建設仮勘定取得支出				土地改良施設建設仮勘定の取得に係る支出額
附帯事業施設建設仮勘定取得支出				附帯事業建設仮勘定の取得に係る支出額
建設仮勘定取得支出				建設仮勘定の取得に係る支出額
出資金取得支出				出資金の取得により生じる支出（国債その他の債券を取得した際の支出を含む）
差入保証金差入支出				差入保証金の差入により生じる支出
支払換地清算金支出				
	換地清算金支払金支出	〇〇		関係権利者に支払う換地清算金額 なお、必要に応じ、目に、地区名、工区名、換地区名等を記載する
納付換地清算金支出				
	換地清算金納付金支出	〇〇		国営又は都道府県営土地改良事業の換地等の換地清算において国等に納付する換地清算金額 なお、必要に応じ、目に、地区名、工区名、換地区名等を記載する
基本財産積立支出				基本財産を積み増すための支出額
	備荒積立金支出			備荒積立金を積み増すための支出額
	事業積立金支出			事業積立金を積み増すための支出額
特定資産積立支出				積立資産を積み増すための支出額 ほか積立資産がある場合、具体的な名称を記載（〇〇積立資産積立支出）
	財政調整積立資産積立支出			年度間の財源不均衡の調整に充てるための積立金
	職員退職給付引当積立資産積立支出			職員の退職給付金に充当する積立金
	役員退任慰労金積立資産積立支出			役員の退任慰労金に充当する積立金
	転用決済金積立資産積立支出			農地の転用等による地区除外に伴う決済金で、決済が行われた翌年度以降の土地改良事業に要する費用に充当する積立金
	施設更新積立資産積立支出			所有土地改良施設及び管理委託土地改良施設の更新費用等に充当する積立金

	減債積立資産積立 支出			借入金や区債などの長期負債の返済に充当する積立金
	建設等更新積立資 産積立支出			土地改良区の事務所等の建物等の更新費用に充当する積立 金
雑支出				上記以外の支出
	過年度支出			過年度において支出すべき金額を今年度において支出する 金額
他会計貸付金貸付 支出				一般会計と特別会計の間に発生した貸付金の貸付により生 じる支出
他会計借入金返済 支出				一般会計と特別会計の間に発生した借入金の返済により生 じる支出
他会計繰出額				他会計への繰出金
	〇〇会計繰出金支 出			具体的な会計の名称を記載する
繰越金				
	次年度繰越金			次年度への繰越金額
予備費	予備費			承認された予算科目及び予算額が不足したときに用いるこ とができる金額